

2021年度「よりそいホットライン」事業 専門ライン0JT相談員登録者募集要綱（全国対象及び被災三県対象）

一般社団法人社会的包摂サポートセンター（セクシュアルマイノリティ専門回線受託団体：一社 LGBT法連合）は、2021年度において厚生労働省の補助事業である「寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）」を実施しています。よりそいホットラインは、「何でも相談」の回線と、「特別な配慮を必要とする方の相談」の回線＝専門ラインで構成されています。事業の目的などは以下の通りです。

【事業の目的・概要 全国】

近年、地域、家庭、職場のつながりが薄れ、社会的に孤立し、生活困難に陥るリスクが増大している。特に東日本大震災の発生により、被災地をはじめ、全国的に社会的排除のリスクが急速に高まっている。また、生活困難の事象が多様化する中で、様々な支援にたどり着くことができず、生活困難が深刻化する例もみられる。このため、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対し、いつでも電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決に繋げる事業を実施することにより、社会的包容力の構築を図ることを目的とする。

【事業の目的・概要 被災地】

近年、地域、家庭、職場のつながりが薄れ、社会的に孤立し、生活困難に陥るリスクが増大している。特に東日本大震災の発生により、被災地をはじめ、全国的に社会的排除のリスクが急速に高まっている。また、生活困難の事象が多様化する中で、様々な支援にたどり着くことができず、生活困難が深刻化する例もみられる。このため、東日本大震災の被災地において、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々に対し、いつでも電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決に繋げる事業を実施することにより、社会的包容力の構築を図ることを目的とする。

【専門相談回線の目的・概要】

悩みに対応する法制度が不十分であったり、地域の相談窓口には相談しにくい悩みなどを持つ「特別な配慮」を必要とする相談者のニーズに適切に対応するために、以下の6つの専門相談回線を設置している。

外国語による支援・DVや性被害などに対応する女性支援・性別や同性愛に関する相談に対応するセクシュアルマイノリティ支援・自殺を考えている方のための支援・被災者の支援・被災地における若年女性支援

つきましては、以下の要領で、性別や同性愛などに関する相談に対応するセクシュアルマイノリティ支援の0JT相談員登録者を公募いたします。希望する方は締切までに指定された方法で応募してください。ただし、本申請は相談員登録者名簿に掲載する「登録者」を選考するだけであって、採用にあたっては、別途当法人の契約要請により成立することをご了承ください。

【募集期間】 2022年1月15日（土）～ 1月18日（火）まで（必着）

【稼働地域】 岩手県

【提出方法】 以下の、よりそい ホットライン相談員応募フォームより、志望動機などを記入いただき、お送りください。

<https://c8eb3217.form.kintoneapp.com/public/670df60f4f12e3753f795832615656aad9b58e7e427299ee01343d471356e2c1>

【事業の実施期間】 登録の日から2022年3月31日まで

【募集する相談員の応募資格】 1、2の条件を満たす方で、寄り添い型相談支援事業に興味と意欲をもって取り組むことができる方。

1 コンプライアンス 以下に該当しないこと

- ・ 懲役刑以上の刑事罰を処せられた者
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」という）である者（過去に反社会的勢力であった者を含む。）、又は、反社会的勢力の関与のおそれがある者
- ・ セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の業務に関連するハラスメントにより何らかの処分を受け、又は、損害賠償義務を課されたことがある者
- ・ その他「よりそいホットライン」の趣旨にそぐわない行動が認められる者

2 クライテリア 以下に適合すること

- ・ いかなる相談者に対しても敬意と尊重の気持ちと姿勢を持ち、対等な対人関係を結ぶこと。特にジェンダーなど社会的な差別や偏見に対して問題意識を持ち、配慮ある対応ができること。
- ・ 「対話」を基本として、よく聴き、聴きとった内容を適切に相談者へ伝え直しながら、コミュニケーションを繰り返す電話相談対応ができること。
- ・ 適切なやりとりを通して相談者の生活背景や思いや願いなどを想像し、相談者の言語化を支援して「アセスメント」ができること。
- ・ アセスメントに基づき電話相談の限界を踏まえ、適切な支援方法を選択して提供することができること。
- ・ 社会資源及びその利点、活用方法についての豊富な知識を有していること。
- ・ 限られた時間内に的確な相談対応を行い、その内容を主訴、悩みの種類、相談に至った背景や経過などを正しく記録できること。
- ・ 常に自己覚知を意識し自分自身の相談対応を振り返り、相談者や他の相談員などから学ぶ姿勢があり、他者の助言や意見を聞き入れることができること。
- ・ 知識・技術が不足している相談員の場合は、当法人が指定する内容を含む研修を地域センターが企画・実施し、受講すること。
- ・ 当法人の倫理綱領、行動規範に基づいて行動することができること

【応募者の審査及び決定の通知と業務実施までの流れ】

1 オンライン書類選考

申し込みフォームより、志望動機などを記入いただき、お送りください。書類をもとに面接を行わせていただきます。

2 e-ラーニング

eラーニングを受講していただきます。全5回の講義を通じて、相談に関わる知識を得て面接に備えます。

3 面接

実際の相談現場の担当者との面接を通じて選考をさせていただきます。

以上。